

件に関して自ら真相を明らかにしないことから、議会において自治法第百条の規定に基づく議員倫理調査特別委員会を設置しなければならなかった事実があり、小野寺議員は特別委員会請求書類提出拒否、証言拒否及び偽証等々法律に違反した行為を行い、自治法第百条第三項及び第七項違反が認定されましたが、厳粛な市民の信託を受け、市民全体の代表者として崇高な使命を果たさなければならぬ市議会議員の資格はありません。

本年二月十六日に開かれた議員倫理調査特別委員会全体委員会は、特別委員会請求書類提出拒否、証言拒否及び偽証等々が認定されたことに関して真摯に謝罪し、自身が起こした事件の真相を釈明する機会の付与の委員会でしたが、この委員会において小野寺議員は、一端は委員会室に入室したものの、宣誓を拒否し、委員長制止を振り切って委員会室から出て行ってしまいました。これは、自治法第百条第三項違反が認定されるものであり、宣誓を拒否し証言を拒み、自身が起こした事件及び法律違反行為等々について正当な釈明を行わない態度を表したことは、自ら議員の身分を放棄したもののほかありません。こうした行為は、単に調査の妨害に止まらず議員としての品位に欠

け、何より、議会を冒涇したことの責めは甚だ大きく、大田原市議会会議規則（昭和五十八年議会規則第一号）第百四十二条に違反し、自治法第百三十四条に抵触する疑念を拭うことはできません。

この小野寺議員が行った軽率妄動ともいふべき行為は、議会の権威を更に失墜させてしまいました。議会がその自浄作用により市民の信頼回復に取り組んでいる最中に、自身が起こした事件及び自治法第百条第三項及び第七項違反行為等々を釈明すべく開かれた議員倫理調査特別委員会の調査において、出頭拒否とも認定される態度を表したものであり、自ら議員失格を表明したものと考えるほかありません。

厳粛な市民の信託を受け、市民全体の代表として崇高な使命を果たさなければならぬ市議会議員として全く悲しい限りであります。

小野寺議員は、幾多の先輩諸氏が築き上げた素晴らしい歴史と伝統が輝く大田原市政の一方を担う議員としての誇りがあるなら、自身が自ら議員を辞職する以外に、議会の権威及び議員の品位を回復させる手段がないことを肝に銘じなければなりません。

議員倫理調査特別委員会の調

査では自治法第百条第八項及び第九項但し書きの適用はないと認定しておりますが、小野寺議員は、議会が行った調査の公正性及び民主的な実施を素直に受け入れ、道義的、政治的責任を明確にしなければなりません。

小野寺議員は自身が告白したことにより市民から飲酒運転をして交通事故を起こしたことが提起され、議員倫理が咎められることとなりましたが、議会においては、昨年十月三日に開催した全員協議会において申し合わせにより議員倫理調査特別委員会を設置し、真相究明に取り組んだところであります。新たに小野寺議員が道路交通法違反容疑事件を告白したことから、同調査特別委員会では、一つは「小野寺議員が飲酒運転をして交通事故を起こした事件」を、もう一つは「小野寺議員の告白に基づいた道路交通法違反容疑事故（自動車運転）」を調査しましたが、小野寺議員の発言は日々変わり、発言内容も一貫性がなく、同議員が自身の発言の内容を証明しようとするしない中で、同調査特別委員会が真相解明の願いを込めて告発すべしと結論付けたことは当然の判断であります。又、小野寺議員が新たに告白した道路交通法違反容疑事件については同議員にしか知りえない秘密であり、事件を

起こした本人が宣誓のうえ告白したのでありますから、これ以上確かなことはなく、小野寺議員が起因者となった二つの道路交通法違反容疑事件については昨年十月下旬、市議会議員有志から大田原警察署へ告発されたところであります。

議会においては、自治法第百条の規定に基づき設置した議員倫理調査特別委員会で調査が行われましたが、より掘り下げた調査を行い、小野寺議員が飲酒運転をして交通事故を起こした事件については事件の様子が書かれた供述書の提出者から事情聴取を行い、供述書の内容を補強した陳述書を徴しています。

又、小野寺議員が自ら、誰もが知りえない事実を告白した道路交通法違反容疑事件については同議員が全員協議会申し合わせにより設置した議員倫理調査特別委員会で証言した模様を記録した録音テープを委員及び同議員と一緒に聴取したうえで、会議録（抜粋）と併せ検証し、同議員が行った証言であることを認定しております。

議員倫理調査特別委員会報告によれば、本年二月十三日の同調査特別委員会小委員会で証拠採用した「昨年九月六日に小野寺議員が金銭の貸主と面談した際、自身が起こした交通事故の状況を告白した録音テープ」と、

交通事故を提起した市民が提出した供述書、陳述書及び同議員が金銭の貸主に出したお札の手紙に書かれたことは相互に繋がっており、このテープは、金銭の貸主に対して飲酒運転の疑念を抱かせたほか、道路交通法違反状態（交通安全運転義務違反（車検切れ、保険未加入）の自己が所有するライトバンを運転し、人身事故を起こした交通事故の状況を小野寺議員自身が告白したこと間違いありません。

小野寺議員の議員倫理が咎められた市議会会派市民クラブ政務調査費の不適切使用事件に関しては、議長への届け出とは違う態様により会派行政視察を行い、政務調査費使用の適否を糾明されたものであります。本年一月十四日に全員協議会（議員倫理調査特別委員会全体委員会）が開かれ、証拠採用された「昨年十月二日に、小野寺議員が正副議長と会談したときの状況を記録した録音テープ」が公表されました。小野寺議員は疑惑が指摘された市議会会派市民クラブ行政視察実施の核心について述べておりますが、録音テープの内容は、小野寺議員が議員倫理調査特別委員会で行った証言とは整合性がとれておらず、自治法第百条第三項及び第七項に違反する証言拒否及び偽証等々が認定される物的証拠であ